○昭和三十九年東京都告示第二百六十三号(地方公

する事業の業務に係る収入の納付に使用すること 営企業法の財務規定等が適用される東京都の経営

できる小切手の支払地)の一部改正…………

………………(会計管理局管理部公金管理課)…

рЦ

並びにふっ素及びその化合物

pu Ħ.

(選)

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区

目

次

善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課域の指定(三件)(環境局環境改

:

公

告

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二

··········(産業労働局商工部地域産業振興課)···]三

件

…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課

○資金管理団体の取消しの届出…………………………………… ○資金管理団体の届出事項の異動の届出……………|○ ○資金管理団体の指定の届出………………

 日刊

(日曜日、

土曜日、

休日休刊

東京都

発 行

告

示

●東京都告示第千四百三十四号

第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお 第六条第二項の規定により、 う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法 ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条 土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ 次のとおり告示する。

令和四年十一月二日

東京都知事

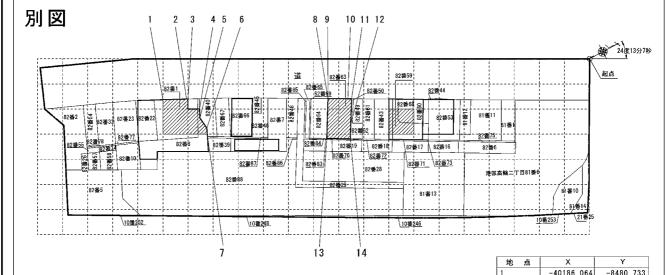
小

池

百 合子

目地内) 害物質の種類 九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十 形質変更時要届出区域 鉛及びその化合物、 別図のとおり 砒素及びその化合物 (港区高輪二丁

 \triangleright



【凡例】

-----: 単位区画 : 筆境界

改変範囲 :調査対象地

:形質変更時要届出区域

【起点】

害物質の種類

鉛及びその化合物

物並びに砒素及びその化合物

の種類

鉛及びその化合

規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有

起点は、座標値(X=-40024.391, Y=-8425.708) とする。

【格子の回転角度 (24度13分7秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び 南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m間隔で引いた線により構成されている格子 を、起点を中心として、右回りに回転させた 角度を示す。

地 点	Х	Υ
1	-40186.064	-8480.733
2	-40177.346	-8477.116
3	-40176.823	-8476.898
4	-40174.282	-8471.361
5	-40175.642	-8468.056
6	-40174.750	-8463. 285
7	-40175.605	-8460.988
8	-40125.935	-8454.157
9	-40125.879	-8454.131
10	-40118.733	-8450.811
11	-40117.372	-8450.188
12	-40121.593	-8441.510
13	-40132.879	-8439.883
14	-40124.343	-8435.857
とまっの広	通体计 ## 里多	11 44 玄 広 哲 計 質

(測地成果2011) によって作成した。

九号。 に適合していない特定有害物質 土壤汚染対策法施行規則 丁目地内 以下 「規則」 東京都 という。 知事

(平成十

-四年環境省令第一

第

三十

条第一

項の基準

形質変更時要届出区域 別図のとおり 小 池 (品川区南大井 百 合 子

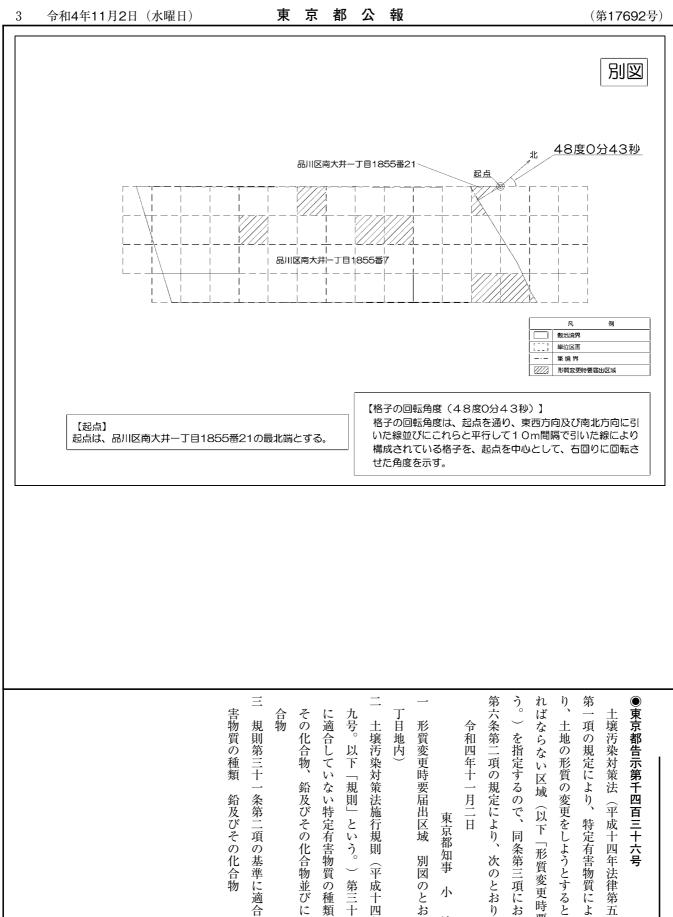
第六条第二項の規定により、 ばならない 令和四年十 を指定するので、 区域 月二日 。 以 下 同条第三項において準用する同 「形質変更時要届出区域」 次のとおり告示する。

●東京都告示第千四百三十五号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 項の規定により、 特定有害物質によって汚染されてお 第十

土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ

とい



鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化

カドミウム及び

項の基準

条第二項の基準に適合していない特定有

鉛及びその化合物

●東京都告示第千四百三十六号

土壤汚染対策法 項の規定により、 土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ (平成十四年法律第五十三号) 特定有害物質によって汚染されてお 第十

(以下「形質変更時要届出区域」

と

同条第三項において準用する同法

次のとおり告示する。

東京都知事

小

池

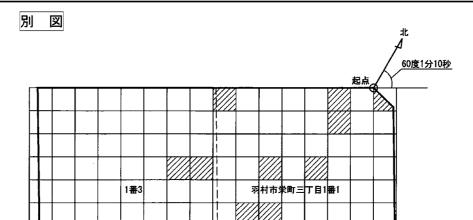
百

合 子

別図のとおり

(羽村市栄町三

(平成十四年環境省令第1 第三十一条第一



【格子の回転角度(60度1分10秒)】 -

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向 に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線 により構成されている格子を、起点を中心として、右回 りに回転させた角度を示す。

- 【起 点】

起点は、羽村市栄町三丁目1番1の最北端とする。

【凡 例】

調査対象地

筆境界

単位区画

形質変更時要届出区域

等を次のとおり公表する。

告

東京都選挙管理委員会告示第百十九号

条第一

項

政治資金規正法

とされる場合を含む。)の規定による政治団体の届出があ

(同法第六条の三の規定によりその例によること

(昭和二十三年法律第百九十四号)

第六

たので、同法第七条の二第一項の規定により、

その名称

告示文中「東京手形交換所」 を「電子交換所」 小 池 百 に改め 合 子

る

示 選

施行する。 に係る収入の納付に使用することのできる小切手の支払 の一部を次のように改正し、 令和四年十 月 日 東京都知事

令和四年十一月四日から

●東京都告示第千四百三十七号

の財務規定等が適用される東京都の経営する事業の業務 昭和三十九年東京都告示第二百六十三号 (地方公営企業

令和四年十一月二日 東

京 都 選 挙 管 理 委 員 会

5

- 1 政党及び政治資金団体以外の政治団体 (その他の政治団体)
 - (1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代	表者	会計	責任者	主たる事務所の所在地	届出	年月	目
安定したあきる野市政を創る会	中嶋	博幸	中嶋	由美子	あきる野市留原804-2	R4.	7.	13
石渡ゆうご後援会	富田	健一	石渡	良憲	北区岩淵町2-4	R4.	7.	26
笑顔と幸せ八王子	星野	直美	近内	憲	 八王子市松木 3 2 - 1		7.	29
大室元後援会	大津	貞夫	菊池	久仁	府中市宮町2-3-8	R4.	7.	29
ケアワーク未来会議	坂元	悠紀	金田	敏央	目黒区柿の木坂1-2-2	R4.	7.	22
高阪まさし後援会	高阪	匡志	吉住	栄郎	新宿区納戸町12	R4.	7.	21
しながわ明日の元気を届け る会	石田	秀男	石田	京子	品川区北品川1-30-4	R4.	7.	19
菅原みほともっと良い未来 へ	菅原	美穂	大竹	淳司	西東京市ひばりが丘1-6 -13	R4.	7.	1
中塚さちよ後援会	志記	祥代	渡部	聖子	世田谷区船橋1-1-11	R4.	4.	14
洋山会	山根	洋平	山根	洋平	調布市西つつじケ丘3-1 1-9	R4.	7.	8
鈴山会	山﨑	順一郎	津久井	健一	中野区上高田 2 - 4 5 - 1	R4.	7.	4

東 京 都 選 挙 管 理 委 員 会

令和四年十一月二日

おり公表する。

あったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のと 条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出が

●東京都選挙管理委員会告示第百二十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日			
公明党江東総支部	細田 勇	会計責任者の 氏名	河野 清史	小嶋 和芳	R4.	5.	15	
自由民主党東京都参議院選 挙区第二支部	中川 雅治	国会議員関係 政治団体の区 分	国会議員関係政治団体以外の 政治団体	法第十九条の七第一項第一号 に係る国会議員関係政治団体	R4.	7.	26	
自由民主党東京都トラック 支部	浅井 隆	会計責任者の 氏名	松原 伸行	佐藤 雄平	R4.	7.	5	
自由民主党東京都練馬区第 三十四支部	佐藤 力	主たる事務所の所在地	練馬区土支田1-6-19	 練馬区土支田1-20-4 	R4.	6.	1	
自由民主党町田総支部	木目田 邦夫	代表者の氏名	木目田 邦夫	吉原修	R4.	5.	28	
		会計責任者の 氏名	加藤 真彦	渡辺 厳太郎	R4.	5.	28	
日本維新の会衆議院東京都 第16選挙区支部	中津川 博郷	会計責任者の 氏名	丸山 玲子	松村 尚和	R4.	7.	23	
日本維新の会衆議院東京都 第21選挙区支部	竹田 光明	主たる事務所の所在地	東村山市栄町2-31-8	立川市曙町 2 - 3 3 - 1	R4.	3.	1	
日本共産党北多摩北部地区 委員会	篠原 重信	代表者の氏名	篠原 重信	金野 和則	R4.	4.	1	
		会計責任者の 氏名	池田 真理子	向 道子	R4.	4.	1	

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動	日	
安定したあきる野市政を創る会	星野 晃	代表者の氏名	星野 晃	中嶋 博幸	R4.	7.	25
いのつめまさみを育てる会	猪爪 まさみ	主たる事務所の所在地	 新宿区百人町3-3-11 	新宿区百人町3-16-8	R4.	4.	1
NHKから国民を守る党	松田美樹		国会議員関係政治団体以外の 政治団体	法第十九条の七第一項第一号 及び第二号に係る国会議員関 係政治団体	R4.	7.	19
小倉將信を囲む公認会計士の会	今村 了	主たる事務所 の所在地		町田市鶴川4-25-2	R4.	7.	25
川野たかあき後援会	川野 孝章	主たる事務所の所在地	 杉並区本天沼 1 - 1 - 3 	杉並区阿佐谷北5-4-21	R4.	1.	1
銀川ゆい子後援会	銀川 裕依子	主たる事務所の所在地	足立区梅田 5 - 1 8 - 9	足立区千住旭町35-18	R4.	3.	31
草の根世田谷の会	岩渕 政史	会計責任者の 氏名	宇田露 桜子	倉町 優子	R4.	7.	27
国民の命と安全を守る	鳥居 徹夫	政治団体の名 称	国民の命と安全を守る	東京都議会みんなの都民派現 職都議を支える会	R4.	4.	1

小坂みちよ後接会	金子	政次	会計責任者の 氏名	本多 勝	三科典	R4.	7.	21
佐藤力後援会	佐藤	カ	主たる事務所の所在地	練馬区土支田1-6-19	練馬区土支田1-20-4	R4.	6.	i
サルサ岩渕後援会	岩渕	政史	会計責任者の 氏名	宇田露一桜子	倉町 優子	R4.	7.	27
次世代を担う会(JNK)	プラニ ク	陳明	代表者の氏名	プラニク 陳明	プラニク ヨゲンドラ	R4.	3.	30
品川区を刷新する会	永野	真理子	政治団体の名 称	品川区を刷新する会	輝く街・品川区をめざす会	R4.	7.	21
市民がつくる政治の会 南関東支部	橋本	有紀	政治団体の名 称	市民がつくる政治の会 南関 東支部	市民がつくる政治の会 東東京支部	R4.	7.	1
			主たる事務所の所在地	多摩市馬引沢2-18-42	港区芝 5 - 1 3 - 1 2	R4.	7.	1
			代表者の氏名	橋本 有紀	岡村 弘樹	R4.	7.	1
			会計責任者の 氏名	金田 一義	太田 久美子	R4.	7.	1
障害という線引きをなくし 才能を正しく導く党	松田	美樹	国会議員関係 政治団体の区 分	国会議員関係政治団体以外の 政治団体	法第十九条の七第一項第一号 及び第二号に係る国会議員関 係政治団体	R4.	7.	19
清家あい後援会	田中	愛	会計責任者の 氏名	田中 愛	 膳 真由子 	R4.	7.	26
全国たばこ販売政治連盟東 京地区本部	森岡	和夫	代表者の氏名	森岡 和夫	水谷 章道	R4.	5.	27
東京都医師政治連盟蒲田支部	松坂	聡	代表者の氏名	松坂 聡	横川 敏男	R4.	6.	25
			会計責任者の 氏名	横山 真也	西尾 泰信	R4.	6.	25
東京都医師政治連盟千代田区支部	矢島	俊巳	代表者の氏名	矢島 俊巳	高野 学美	R4.	6.	17
			会計責任者の 氏名	矢島 俊巳	高野 学美	R4.	6.	17
東京都生活衛生同業組合政治連盟	工藤	哲夫	主たる事務所 の所在地	千代田区平河町2-5-5	文京区後楽2-3-10	R4.	7.	1
			代表者の氏名	工藤 哲夫	伊澤 勝令	R4.	7.	1
東京都トラック運送事業政 治連盟	浅井	隆	会計責任者の 氏名	松原 伸行	佐藤 雄平	R4.	7.	5
東京未来ビジョン	田中	愛	会計責任者の 氏名	田中 愛	後藤 康子	R4.	7.	26
豊島区歯科医師連盟	西村	昭彦	会計責任者の 氏名	鯉沼 哉	吉澤 晴夫	R4.	7.	11
1	I		I	I	I	l		I

中川雅治懇話会	中川	雅治	主たる事務所 の所在地	港区南青山 2 - 2 - 1 5	千代田区永田町2-1-1	R4.	7.	2
				国会議員関係政治団体以外の 政治団体	法第十九条の七第一項第一号 及び第二号に係る国会議員関 係政治団体	R4.	7.	2
日本共産党大野まこと後援 会	牧野	宗民	主たる事務所の所在地	町田市小山田桜台2-11- 34	町田市忠生1-21-17	R4.	4.	
根本りょうすけ後援会	本りょうすけ後援会根本		主たる事務所の所在地	新宿区西新宿4-13-7	葛飾区立石1-10-5	R4.	7.	2
練馬の力を伸ばす会	佐藤	力	主たる事務所の所在地	 練馬区土支田1-6-19	 練馬区土支田 1 - 2 0 - 4	R4.	6.	
偏向報道から国民を守る会	松林	利一	主たる事務所の所在地	豊島区巣鴨3-30-8	中央区銀座3-11-19	R4.	7.	2
森田ゆきと渋谷の未来をつ くる会	新居	宏之	代表者の氏名	新居 宏之	大野 利也	R4.	7.]
ゆういちの会	真山	勇一	主たる事務所 の所在地	八王子市南大沢 5 - 9 - 1 0	千代田区永田町2-1-1	R4.	7.	2
				国会議員関係政治団体以外の 政治団体	法第十九条の七第一項第一号 及び第二号に係る国会議員関 係政治団体	R4.	7.	4
よしざわゆたか後援会	吉澤	雄孝	会計責任者の 氏名	吉澤 真美子	平井 雅規	R4.	7.	
「流通業界の未来」を築く 会	長谷川	悟	代表者の氏名	長谷川 悟	石井 友人	R4.	5.	2
			会計責任者の 氏名	長谷川 悟	石井 友人	R4.	5.	:
りんりん後援会	林	敦	主たる事務所 の所在地	中央区勝どき 5 - 1 2 - 4	中央区勝どき2-18-1	R4.	7.	

備考 従来、東京都選挙管理委員会に届出がされていた市民がつくる政治の会 南関東支部は、総務大臣に届出すべき政治団体となったもの である。

東京都選挙管理委員会令和四年十一月二日

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十

七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったの

同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公

1 政党の支部

政治団体の名称	代表	表者	解散年月日			
自由民主党東京都渋谷区第二十二支部	原田	浩太郎	R4.	7.	29	
自由民主党東京都千代田区第2支部	内田	茂	R4.	6.	30	
日本維新の会衆議院東京都第21選挙区支部	竹田	光明	R4.	6.	30	
れいわ新選組衆議院東京都第22区総支部	櫛渕	万里	R3.	11.	30	

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表	長者	解散年月日				
茜さす国分寺をつくる会	鳥居	茜	R4.	7.	6		
いじめに負けない党 (略称:不敗党)	吉井	勝	R4.	6.	1		
上塚てつじ後援会	上塚	哲司	R3.	7.	31		
都民ファーストの会木下ふみこ後援会	木下	富美子	R3.	12.	31		
ニュー政治経済研究会	生貝	健二	R4.	6.	30		
松島みちまさ後援会	松島	道昌	R4.	7.	17		
松本マキ後援会	 峯岸	孝年	R4.	7.	14		
緑の風	横山	正二	R4.	6.	30		
森久保なつき後援会	森久保	夏樹	R4.	6.	16		
山﨑とも子と未来につなぐ会	 山﨑	智子	R4.	7.	24		
吉田じろう後援会	高橋	恵美子	R4.	7.	19		

(第17692号)

●東京都選挙管理委員会告示第百二十二号 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十

等を次のとおり公表する。 九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があっ たので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称

令和四年十一月二日

東京都 選挙 管 理委 員 会

をした者	団体の届出 (代表者) 氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日		
菅原	美穂	市議会議員	菅原みほともっと良い未来 へ	西東京市ひばりが丘1-6-13	R4.	7.	1
山根	洋平	市議会議員	洋山会	調布市西つつじケ丘3-11-9	R4.	6.	8

●東京都選挙管理委員会告示第百二十三号

により、次のとおり公表する。 異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定 九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十 令和四年十一月二日

東京 都 選 挙 管 理 委 員 会

の	金管理団体 届出をした 者の氏名	資金管理団体の 名称	異動事項	新	lβ	異重	加年月	目
佐郎	藤 力	佐藤力後援会	佐藤力後援会 主たる事務 練馬区土支田 1 - 6 - 練馬区土支田 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1			R4.	6.	1
根表	本 良輔		主たる事務所の所在地	新宿区西新宿 4 - 1 3 - 7	葛飾区立石 1 - 1 0 - 5	R4.	7.	20
プラク	ラニ ヨゲン ドラ	次世代を担う会 (JNK)	公職の種類	都議会議員	区議会議員	R3.	6.	25

令和四年十一月二日 令和四年十一月二日

旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった

東京都選挙管理委員

会

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十 東京都選挙管理委員会告示第百二十四号

1 法第19条第3項第2号による届出

	体の届出をし の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でな くなった年月日						
猪爪	まさみ	いのつめまさみを育てる会	R4.	4.	1				
中川	雅治	中川雅治懇話会							
プラニク	ヨゲンドラ	次世代を担う会(JNK)	R3.	7.	5				
真山	勇一	ゆういちの会	R4.	7.	26				
山崎	智子	山﨑とも子と未来につなぐ会	R4.	7.	24				

公

告

開 発行為に関する工事の完了について

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一

令和4年11月2日(水曜日)

完了した。

令和四年十一月

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸

明

住所及び氏名

開発区域又は工区に

含まれる地域の名称

十八番一及び六百九十九番二東久留米市幸町一丁目六百九 目一番地四埼玉県所沢市小手指町 株式会社住協 <u>十</u>

代表取締役 安永 久人

八

九

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に

「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号。 以 下

その届出及び添付書類を縦覧に供する。 準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、 舗の変更について届出があったので、 同条第三項において

添えて、 あっては所在地) とする者は、 にあっては団体名及びその代表者の氏名)
□住所 局 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう 商工 令和四年十一月二日から四月以内に東京都産業労 部地域産業振興課 意見の内容を記載した書面に「一氏名(団体 | 三意見を述べる理由| (新宿区西新宿二丁目八番 を記載した書面を (団体に <u>+</u> 十四四 士

号 に到着するよう提出してください **令和四年十一月二日**

十 五

東京都知事 小 池 百 合 子

> 十七 十六

縦覧場所

振興課(新宿区西新宿二丁目八番東京都産業労働局商工部地域産業

届出日 変更日

令和四年九月二十八日 令和四年七月一日

にほか

店舗名

ショッピングパーク 西武池袋本店・池袋パ ルコ・ 池袋

店舗所在地 ほか豊島区南池袋一丁目二十八番一号

十八

縦覧期間

設置者住 設置者名 豊島区南池袋一丁目十八番二十 株式会社そごう・西武ほか四名

三

几

変更を行った設置 株式会社そごう・ 西武

号ほか

十九

縦覧時間

分まで。ただし、正午から午後一午前九時三十分から午後四時三十

時までを除く。

都条例第十号)に定める休日を除休日に関する条例(平成元年東京

三月二日まで。ただし、東京都の令和四年十一月二日から令和五年

六 五. 変更前の設置者住 千代田区二番町五番地二十五

七 変更後の設置者住 豊島区南池袋一丁目十八番二 _ + -

変更後の小売業者 の氏名又は名称 変更前の小売業者 四名株式会社そごう・ 西武ほか百二十 西武ほか百二十

業者の氏名又は名変更を行った小売 の氏名又は名称 名 株式会社そごう・ 株式会社そごう・西武ほか十九名

六

変更後の設置者の

島田

裕之

+

十 一 変更前の小売業 者の住所 式会社そごう・西武)ほか 千代田区二番町五番地二十五

者の代表者名変更前の小売業 変更後の小売業 者の住所 トローズジャパンリミテッド)ほ寺田(株式会社バーンデス 号(株式会社そごう・西武)ほか豊島区南池袋一丁目十八番二十一

九

者の代表者名 変更後の小売業 トローが ズジャパンリミテッド)ほ裕之(株式会社バーンデス +

新宿中村屋ビル

株式会社中村屋 新宿区新宿三丁目二十六番十三号

店舗所在地

代表者名 変更前の設置者の 鈴木 達也

Ŧi. 四

> 設置者住所 設置者名

新宿区新宿三丁目二十六番十三号

七 変更前の小売業者 代表者名

変更後の小売業者 の氏名又は名称 コーチ・ジャパン合同会社ほか

休

八

業者の氏名又は名変更を行った小売 の氏名又は名称 ほか一名 タペストリー・ 株式会社中村屋ほか一名 ・ジャパン合同会社

の代表者名 変更前の小売業者 変更後の小売業 者の代表者名 同会社)ほか ジャパン合同会社) トッド・カーン(タペストリー 公一(コーチ・ジャパン合 ほか

13 令和4年11月2日(水曜日)							Ţ	東	京	都	公	報							(\$	第17	692	号)				
		^	号)	働局商工	添えて、	あっ	にあ	とする	ない	その口	準用し	舗の充	法	大					十六			十 五		十四四	十三	<u>+</u> <u>=</u>
	東	令和四年十一月二日	に到着するよう提出してください。	商工部地域産業振興課		ては所在地)三意見	にあっては団体名及びその代表者の氏名)	とする者は、意見の内容	なお、法第八条第二項	その届出及び添付書類を縦覧に供する。	する法第五条第三項	の変更について届出が	「法」という。) 第六条	規模小売店舗立地法	ついて	大規模小売店舗立			縦覧時間			縦覧期間		縦覧場所	届出日	変更日
	東京都知事 小 池 百合子	Ь	出してください。	興課(新宿区西新宿二丁目八番一	令和四年十一月二日から四月以内に東京都産業労	三意見を述べる理由」を記載した書面を	この代表者の氏名) □住所(団体に	意見の内容を記載した書面に「戸氏名(団体	法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう	『縦覧に供する。	準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、	て届出があったので、同条第三項において)第六条第二項の規定により大規模小売店	大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下		売店舗立地法に基づく変更の届出に		時までを除く。	うまで。 こぎし、EFからF&一午前九時三十分から午後四時三十	<.	ポ例第十号)に定める休日を口に関する条例(平成元年東	三月二日まで。ただし、東京都の令和四年十一月二日から令和五年	一号)		令和四年十月七日	令和四年六月二十九日ほか
							十三	•			<u>+</u>		+	. +	九		八			七	六	五.	四	\equiv	\equiv	-
							一縦覧時間				縦覧期間		縦覧場所	届出日	変更日	数及び位置	自動車の出入口の変更後の駐車場の	変元をり上三方の	致及び立置 自動車の出入口の	変更前の駐車場の	位置及び収容台数変更後の駐車場の	位置及び収容台数変更前の駐車場の	設置者住所	設置者名	店舗所在地	店舗名
						時までを除く。	分まで。ただし、正午から午後一十午前九時三十分から午後四時三十一		都条例第十号)に定める休日を除	休日に関する条例(平成元年東京	令和四年十一月二日から令和五年	一号)	振興課(新宿区西新宿二丁目八番東京都産業労働后啓工部地域産業	(T)	令和五年六月八日		匹箇所 隔地	Î		五箇所 隔地	隔地 八台	隔地 十五台	新宿区新宿三丁目二十六番十三号	株式会社中村屋	新宿区新宿三丁目二十六番十三号	新宿中村屋ビル

_	(第17692号)	東	京	都	公	報	令和4年11月2日(水曜日)	14
光 11 素 東 東								
発 電話 ○三(五三:二一)一一一一(代) 解163-1 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 番								
三								
五								
三新 京								
- -								
一 目								
一八一番								
£ =								
ラ方部								
郵便番号 163−8001								
定 価								
一本								
箇号								
郵								
医 八 科								
を六五								
毛 泉 勝 話 京								
喜喜印								
三片山								
ここ 株								
告 早 式								
〇 三								
(解送科を含む。)□「電話(○三(三八一二)五二○一(代))解100円 一箇月 六、六○○円 刷 東京都文京区白山一丁目十三番七号 倭一の一本号								
一ク 11								
113-0001								
FSC ミックス 紙 FSC* C006270								
ミックス								
FSC* C006270								